

キャッシュレス決済ポイント付与事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、低迷している地域経済の活性化及び物価の高騰による市民生活への負担を軽減させることを目的とする。

本業務の実施にあたっては、短期のキャンペーン期間中において、複数の対象キャッシュレス決済事業者を統括することが必要不可欠であり、多岐にわたる業務を迅速に実施する能力が求められることから、公募型プロポーザル方式において広く提案を募り、その中から実績・能力等を総合的に評価し、八千代市（以下「本市」という。）にとって最も優れている事業者を選定するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

キャッシュレス決済ポイント付与事業業務委託（単価契約）

(2) 業務内容

別紙「キャッシュレス決済ポイント付与事業業務委託企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(4) 提案上限金額

799,200,000円

（内訳）

・業務委託に係る事務費上限額 99,200,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む）

・ポイント付与原資 700,000,000円相当

※ただし、上記の金額を上限とする。

（消費税及び地方消費税の額を含まない）

3 参加資格要件

当該プロポーザルに参加することができる者は、参加申込時点で次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 八千代市競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置を受けていない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は、当該建設工事の入札日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づき裁判所か

らの更正手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）に該当していない者。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）に該当していない者。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。

4 公告から契約締結までのスケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 公告 | 令和4年7月15日（金） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和4年7月21日（木） |
| (3) 質問書の回答期限 | 令和4年7月26日（火） |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和4年7月29日（金） |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和4年8月3日（水） |
| (6) 企画提案書等の提出期間 | 令和4年8月5日（金）～9日（火） |
| (7) プレゼンテーション | 令和4年8月17日（水）～19日（金） |
| (8) 審査結果通知 | 令和4年8月23日（火） |
| (9) 契約締結 | 令和4年8月下旬 |

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

5 実施要領及び企画提案仕様書に対する質問

(1) 質問方法

質問書（様式1）に質問事項を記入の上、事務局宛（八千代市経済環境部商工観光課）に電子メールにて提出し、電子メール送信後、必ず事務局に電話にて到着を確認すること。なお、郵便、持参、口頭、電話等による質問及び評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加業者数、参加業者名、選定委員等）は受け付けない。

(2) 質問書受付期限

令和4年7月21日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

令和4年7月26日（火）までに本市ホームページにて公表するものとし、口頭、電話等による個別対応は行わない。なお、質問がなかった場合は、その旨を公表する。

(4) その他

ア 質問は各者1回限りとする。

イ 質問に対する再質問は、原則として受け付けない。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア 八千代市競争入札参加資格者名簿登録がある者

(ア) 参加申込書（様式2） 1部

(イ) 会社概要（様式3） 1部

イ 八千代市競争入札参加資格者名簿登録がない者

(ア) 参加申込書（様式2） 1部

(イ) 会社概要（様式3） 1部

(ウ) 各地方方法務局が発行する履歴事項全部証明書（法人又は支配人登記をしている個人）

(エ) 本籍地のある市区町村長が発行する身分証明書及び各地方方法務局が発行する登記されていないことの証明書（個人の場合）

(オ) 財務諸表（直近2年分）

(カ) 法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、一時的に納税が困難となり、猶予制度の適用を受けた場合は、納税証明書の代わりに、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」を提出する。

(キ) 参加申込書提出時点で国又は地方公共団体から指名停止等を受けていない旨の誓約書（任意様式）

(2) 提出場所及び提出方法

上記提出書類を、事務局（八千代市経済環境部商工観光課）へ持参すること（郵送不可）。

(3) 提出期限

令和4年7月29日（金）午後5時まで

(4) 書類作成上の留意事項

各様式の記載内容及び記載方法等については、様式に記載されている指示に従うこと。

(5) 参加申込に関する注意事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 実施要領等で示された提出場所、提出方法、提出期限及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

ウ 参加資格審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加申込書提出期限後速やかに参加資格審査結果通知書を発送する。なお、参加資格が認められなかったものに対しては、理由等を付した通知書を発送する。

7 企画提案書等の提出

参加資格を認められた事業者は、企画提案書等を提出する。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（表紙）（様式4）

- イ プレゼンテーション出席者一覧 (様式 5)
- ウ 業務実績 (様式 6)
- エ 本業務の工程 (様式 7)
- オ 本業務の実施体制 (様式 8)
- カ 本業務に対する企画提案 (様式 9)
- キ 提案見積書 (様式 10)
- ク 提案見積書内訳明細書 (任意様式)

(2) 提出方法

上記提出書類を、事務局（八千代市経済環境部商工観光課）に提出すること（郵送不可）。

(3) 提出期間及び期限

令和 4 年 8 月 9 日（火）午後 5 時まで

(4) 書類作成上の留意事項

ア 用紙は、日本工業規格による A 4 判を縦長に用い、10.5 ポイント以上のフォントを用いる。ただし、A 4 判によりがたい場合は、A 3 判の用紙を用いることも可とする。この場合は、見開きしやすいよう A 4 判と同じ大きさに折り込むこと。

イ 片面カラー印刷とする。

ウ 正本 1 部、副本 8 部を提出すること。なお、正本は全ての書類をまとめて製本すること。副本は企画提案書（様式 4）を除き A 4 縦長ファイルに綴じたもの提出すること。

エ 正本のみ参加者欄を記入し押印すること。副本については、プレゼンテーションの際に評価の公平性を保つため、参加者を識別できないように参加者欄は記入しないこと。

オ 評価の公平性を保つため、参加者を識別出来得る情報（社名・ロゴ・製品名等）を含んではない。

カ 提案見積書には、本実施要領で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用（ポイント付与原資、消費税及び地方消費税の額を含む）を、本業務の委託金額の上限額を超えない範囲で内訳ごとに内容・数量と合わせて記載するとともに、内訳明細書（任意様式）を添付すること。

キ 各様式の記載内容及び記載方法等については、様式に記載されている指示に従うこと。

(5) 提出書類に関する注意事項

ア 参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

イ 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者の責任に因るものではなく、かつ、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。

ウ 企画提案書等を受理した後の変更は原則として認めない。

エ 次のいずれかに該当した者は、提案を無効とする。

(ア) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合

(イ) 提案上限金額を超えた見積書を提出した場合

(ウ) 実施要領等で示された、提出場所、提出方法、提出期限及び書類作成上の留意事項等

の条件に適合しない書類の提出があった場合

(エ) 選定の結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 参加者多数の場合の選定

参加者が多数あり、候補者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、企画提案書等について事前に評価を行い、当該業務の内容に適すると認める参加者を適当数選定する。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日及び場所

ア 実施日：令和4年8月17日（水）

予備日：令和4年8月18日（木）

令和4年8月19日（金）

イ 場 所：八千代市役所

※開催時間及び場所等の詳細については、後日、参加者ごとに別途連絡する。参加多数の場合は、予備日に実施する可能性もある。

(2) 提案時間

60分（提案書説明40分以内、質疑応答10分程度、準備・片付け10分以内とする。）

(3) 出席者

3名以内とする。なお、今後本市との連絡・調整に際し、渉外担当となる者は参加のこと。また、代理者の出席は認めない。

(4) プレゼンテーションに関する注意事項

ア 企画提案書等に誤字脱字等がある場合には、審査時に説明すること。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に項目順に説明すること。補足資料がある場合は必要最小限度とし、当日プレゼンテーション開始時に選定委員及び事務局に配布すること。

ウ パソコン及びプロジェクターを使用する場合は参加者にて用意すること。スクリーンは本市で貸与する。

エ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付け時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

オ プレゼンテーションは、参加者を識別出来得る情報（社名・ロゴ・製品名等）を含んではならない。

カ 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(ア) プレゼンテーションに理由なく遅刻、欠席した場合

(イ) 選定の公平性を害する行為があったと本市が認める場合

(ウ) その他、選定委員会又は本市が不適格と認めた場合

(5) その他

ア プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開とする。

イ プレゼンテーションの内容は録音する。

9 選定

- (1) キャッシュレス決済ポイント付与事業業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「キャッシュレス決済ポイント付与事業業務委託評価基準」により総合的に判断し、参加者の中で最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として受託候補者と決定する。ただし同点だった場合は、選定委員会で協議し決定する。また、次に優れた提案を行った者を次点候補者とし、最優秀提案者が辞退等の場合は、受託候補者と決定する。
- (2) 企画提案書等を提出した者が1者の場合でも実施するが、受託候補者として適当でないと認められる場合は、受託候補者としなないことがある。
- (3) 評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者としなない。

1 0 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、企画提案書等を提出した参加者全てに、文書で通知する。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (3) 審査結果は、本市ホームページで公表する。

1 1 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出すること。

1 2 詳細協議

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務の仕様を確定させた後、再度見積書の徴収を行うこととする。

1 3 契約締結

詳細協議が合意に至った場合は、契約を締結する。なお、合意に至らなかった場合は、次点候補者と契約に向けて詳細協議を進める。

1 4 契約保証金

契約を締結したときは、直ちに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、八千代市財務規則第146条第3項の規定に該当する場合は免除する。

1 5 その他留意事項等

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込及び企画提案に係る書類は返還しない。
- (4) 一度提出された参加申込及び企画提案に係る書類の変更・差し替え・追加は認めない。
- (5) 提出された企画提案に係る書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、参加者が受

託者となった場合，その著作権は本市に帰属するものとする。

1 6 事務局

窓 口：八千代市経済環境部商工観光課

住 所：〒276-8501 八千代市大和田新田3 1 2 番地の5

電 話：047-483-1151（代表）

047-421-6761（直通）

電子メール：syoukou1@city.yachiyo.chiba.jp